

## 岡崎市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市（以下「市」という。）が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給を受ける居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）の一時的負担を軽減するため、住宅改修費の支給に係る受領委任払いの実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 受領委任払いとは、市が居宅要介護被保険者等に対し住宅改修費を支給するに当たり、居宅要介護被保険者等が委任した住宅改修施工業者をその受取人とし、市が当該住宅改修施工業者に住宅改修費を支払うことをいう。

### (対象者)

第3条 受領委任払いを利用できる居宅要介護被保険者等は、法第66条から第69条までの規定に基づく保険料の滞納等による支払方法変更等の記載がない者とする。

### (受領の委任)

第4条 受領委任払いを利用しようとする居宅要介護被保険者等は、住宅改修費の支給に係る受領に関し、住宅改修施工業者にその権限を委任しなければならない。

### (登録の申請)

第5条 この要綱による住宅改修費の支給に係る受領委任払いを受託する住宅改修施工業者は、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給及び岡崎市住宅改修費助成事業に係る受領委任事業者登録申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の登録申請をする住宅改修施工業者は、次の各号の要件をすべて満たす旨の宣誓書を提出しなければならない。なお、この要件を満たさない旨が判明した場合、市長は受領委任登録を取り消すことができるものとする。

(1) 過去1年以内に介護保険における住宅改修費の支給対象工事を行っていること。

(2) 介護保険における住宅改修費の支給対象工事内容について、十分な知識があること。

(3) 改修費用が適正な価格で行えること。

(4) 支給に係る申請を代理で行う場合、申請手続に係る留意事項を順守すること。

### (登録の通知)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、住宅改修施工業者の受領委任登録について決定し、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給及び岡崎市住宅改修費助成事業に係る受領委任事業者登録決定通知書（様式第2号）により住宅改修施工業者に通知するものとする。

(支払)

第7条 市長は、前条により受領委任払い登録を決定したときは、居宅要介護被保険者等に住宅改修費を支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者等に代わり、受領委任事業者(住宅改修施工業者)に住宅改修費の支払いをすることができるものとする。

(自己負担)

第8条 住宅改修費の支給を受領委任払いにより受給する居宅要介護被保険者等は、当該住宅改修費に要する費用(保険給付の対象となる費用部分に限る。)の100分の10を自己負担しなければならない。この場合において自己負担額に1円未満の端数があるときは、切り上げるものとする。

(申請)

第9条 居宅要介護被保険者等は、住宅改修費の支給を受領委任払いにより受給しようとするときは、あらかじめ介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払い支給申請書(様式第3号)に住宅改修必要理由書兼同意書及び改修費用の見積書、改修前の日付入り写真・図面等を添えて市長に提出し、確認を受けなければならない。

2 居宅要介護被保険者等は、事前確認を受けた内容に沿って住宅改修を施工後、改修費用の領収書及び、改修費用の請求書、改修後の日付入り写真・図面等を提出しなければならない。

3 市長は、前項の書類の提出を受けた場合は、内容を審査して住宅改修費の支給又は不支給を決定するものとする。

4 市長は、前項による住宅改修費の支給又は不支給を決定したときは、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払い支給(不支給)決定通知書(様式第4号)により居宅要介護被保険者等に通知し、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払い支給(不支給)決定一覧(様式第5号)により受領委任事業者(住宅改修施工業者)に通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。